

堺市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

堺市児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成18年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

第6条第1項中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に、「第12条」を「第12条第1項」に改め、「行った」の次に「、又は同条第3項の規定により児童虐待を行った疑いがあると認められる」を、「その旨を」の次に「現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業を行う者、」を加え、同条第2項中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改め、「行った」の次に「、又は児童虐待を行った疑いがあると認められる」を、「その旨を」の次に「現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業を行う者、」を加える。

様式第1号中

「

年 月 日

を

堺市子ども相談所長

印

」

「

年 月 日

に改める。

堺市こども相談所長 印

」

様式第2号中

「

年 月 日

を

堺市子ども相談所長

印

」

「

年 月 日

に改める。

堺市こども相談所長

」

様式第4号中

「

年 月 日

を

堺市子ども相談所長

」

「

年 月 日

に、「第12条」を「第12条（第1

堺市こども相談所長

」

項・第3項）」に、

「

制限の理由	
-------	--

を

」

「

制限を行う理由 となった事実の 内 容	
---------------------------	--

に

」

改める。

様式第5号中

「

年 月 日

を

堺市子ども相談所長

」

「

年 月 日

に、「第12条」を「第12条（第

堺市こども相談所長

」

1項・第3項）」に、

「

制限の理由	
-------	--

を

」

「

制限を行う理由 となった事実の 内 容	
---------------------------	--

に

」

改める。

様式第6号及び様式第7号中

「

年 月 日

を

堺市こども相談所長

」

「

年 月 日

に、「第12条」を「第12条（第

堺市こども相談所長

」

1項・第3項）」に、「及び通信」を「・通信」に改める。

様式第8号中

「

年 月 日

を

堺市子ども相談所長

印

」

「

年 月 日

に、「第12条」を「第12条

堺市こども相談所長 印

」

(第1項・第3項)」に、「及び通信」を「・通信」に改める。

様式第9号中「堺市子ども相談所長」を「堺市こども相談所長」に、「第12条」を「第12条(第1項・第3項)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。